

【判例研究】

公園でのキャッチボール中のボールが胸部に当たった心臓震盪死事故判決
—仙台地判平成17年2月17日—

望月 浩一郎
(弁護士)

事案の概要

本件事故は、2002(平成14)年4月15日(月)午後4時頃、宮城県柴田郡大河原町所在の町立山崎公園内で発生した。

判決書⁽¹⁾には山崎公園の平面図は添付されていないので、大河原警察署作成の現場見取図(本事件の書証)を元にした公園の概略図は後掲のとおりである。山崎公園は3区画に分かれており南側(約2分の1)は球技などに使用するグラウンドに、北西側(約4分の1)は木製樹木棚(パーゴラ)や花壇がある区画に、北東側(約4分の1)は砂場、ブランコ、シーソー、滑り台、グローブジャングルなどがある区画となっている。当時、公園管理者である大河原町が公園利用者に対してどのような使用方法を示していたのかは判決上は明らかでない⁽²⁾。

小学校4年生の児童Aと小学校4年生の児童Bは、友人らと共に、山崎公園南側のグラウンドで軟式野球ボール(C号球)⁽³⁾を用いてキャッチボールをしていたが、同グラウンドで中学生がサッカーを始めたので、Aらは同公園内北側に移動してキャッチボールを続けた。

本件事故が発生した当時は、A(図 α の位置)がピッチャーとなり、東方に約17m離れたキャッチャーのB(図 β の位置)を目掛けて投球していた。Bの近くにはグローブジャングル、滑り台などの遊具があり、Cの妹ほか数名の小学生が滑り台などで遊んでいた。C(10歳)は、Bの右後方約1.5mの地点(図 γ の位置)に立って妹らが遊ぶ滑り台を見るなどしていた。Aが投げたボールがCの方向にそれ、その直後に、Cは、うずくまるようにしてその場に倒れ込み、救急車で病院に搬送されたが、同日午後7時45分ころ死亡した。

Cは、本件事故当日まで、普通の健康な小学生で、学校の健康診断でも特

段の問題が指摘されることはなかった。また、日常生活において失神発作を起こすとか、動悸を訴えることはなく、死亡につながりうる程度の危険性の高い不整脈の症状や既往歴はなかった。本件事故当日も、Cが特に健康状態を悪化させていた事情はなく、本件事故直前まで友人らと元気に遊んでいた。

Cは、本件事故直後には、全身虚脱の状態となり、救急隊が到着した時点では既に心肺停止の状態となっていた。

Cの死体解剖の結果は、次のとおりであった。①胸郭を含めた胸腹部諸臓器や頭蓋内に損傷はなく、外部からの打撲エネルギーが諸臓器の挫滅や挫傷といった明らかな損傷を引き起こした所見はなかった。②諸臓器には急死を引き起こすような器質的疾患の存在は認められなかった。③不整脈の原因となる器質的なものはなかった。④やや高度な肺の炎症はあったものの、それも含めて死因に直接つながる異変は確認できなかった。

亡Cの両親である原告らが、A、Bの各両親である被告らに対し、Aの投げたボールがCの心臓部に当たり、心臓震盪が生じて死亡したとして、民法719条(共同不法行為)、714条1項(監督者責任)に基づき、損害賠償を求めたのが本事件である。

本件事故当時、Aは9歳10か月、Bは9歳8か月で、いずれも責任無能力者(民法712条)、であることは当事者間に争いが無い。

心臓震盪とは、心臓上の胸壁に打撃が加わって心臓が停止する状態で、心臓一周期のうちの限局された時間帯に打撃を受けたときに生じる。打撲痕がない程度の弱い衝撃でも発生することがあって、下手投げでゆっくり投げた柔らかい野球ボールが6歳の子供のグローブをはねて胸部に当たったことによって心臓震盪が生じた例も報告されており、胸壁上の打撃が直接心臓に影響を及ぼしやすい若年者に好発するとされている。これまでの研究において、心臓震盪の診断基準は、①心肺停止の直前に前胸部に非穿通性の衝撃を受けたこと、②詳細な発生状況(衝撃の手段や衝撃後の状態等)が判明していること、③胸骨、肋骨及び心臓に構造的損傷がないこと、④心血管系に奇形が存しないこと、であるとされている(判決)。

判旨

本件の争点は、①本件事故の際、Aの投げたボールがCに当たったか、②Cの死因、③ A、Bの両親らの過失及びCの死亡に対する責任の有無、④原告らの損害額である。原告らの損害額に対する判示は、遅延損害金を除き約6067万円である。損害論は本検討の対象でないので記載を省略する。

1 本件事故の際、Aの投げたボールがCに当たったか

判決は、当時の目撃証言などに照らして、「本件事故の際、Aの投げたボールがCの胸腹部に当たったと認めるのが相当である」とし、被告らの主張に対しては、「被告らは、ボールがCに当たったことを目撃した者はいないことや、Cの死体解剖においてボール打撲痕が確認できなかったことなどから、Cにボールが当たったとはいえない旨主張」するが、「AやBが『Cにボールが当たらなかったのを見た』と述べているわけではないことや、ボールが胸腹部に当たっても明らかな打撲痕を残さないことがあること」などに照らすと、「上記認定を覆すことはできない」と判示した。

2 Cの死因

判決は、3名の医師が、

- ・「解剖の結果やCの本件事故前後の状況をふまえ、Cの死因」は、「原因不明の急性循環不全」、「『ボール打撲後の突然死』が引き起こされた可能性がある」、「心臓震盪という判断ができるというのが鑑定書の結論である」（鑑定人医師【剖検担当医師】）

- ・「心臓震盪が生じた可能性は充分にあり得る」（意見書作成医師1）

- ・上記心臓震盪の診断基準に照らして「心臓震盪と診断するのが妥当である」（意見書作成医師2）

と意見を述べていることからCの死因は、心臓震盪であるとし、被告らの「Cの死因は心臓震盪以外の可能性もあって不明である」旨の主張に対しては、「被告らが可能性があるとして指摘する死因はいずれも具体的根拠に乏しく、かえって、被告らが指摘する肺の炎症、花粉症治療薬の副作用、熱射病につ

いては、(証拠略)に基づいて、医学的見地から、それらを死因とみることに否定的見解を示している」、「他に、心臓震盪以外のCの死因を窺わせる証拠はない。」と判示して、「CはAの投球を胸腹部に受けて心臓震盪を引き起こし、死亡したことが高度の蓋然性をもって証明されたというべきであり、Cの死因を心臓震盪と認定するのが相当である。」と判示した。

3 A、Bの両親らの過失及びCの死亡に対する責任の有無

判決は、

- ①「Aらは、本件事発当時の公園の状況でキャッチボールをすれば、ボールがそれてCら他人にあたるのが十分に予見でき」、
- ②「軟式野球ボール(C号球)が他人に当たった場合に、その打撃部位によっては他人に傷害を与え、さらには死亡するに至らせることがあることも予見しえたというべきであるから、Aらは、かかる危険な状況でのキャッチボールを避けるべき注意義務があったのに、漫然とこれを行った過失があるといわざるをえない。」
- ③「被告らは、心臓震盪による死亡を予見することは不可能であった旨主張するが、心臓震盪等の具体的死亡経過について予見できなかったとしても、ボールがそれて他人に当たること、それによって死亡することもあることの予見可能性があった以上は、死亡の結果に対する責任も免れないというべきである。」
- ④「被告らは、小学4年生が投げた軟式野球ボール(C号球)が約20mも離れた人に当たった場合に死亡すること自体予見不可能であった旨主張するが、小学4年生といえども、ピッチング練習として力を込めて投げたボールが無防備の人の頭部や心臓部等の枢要部に当たった場合に、その人が死亡することもありうることは、一般人にとっても十分に予見でき、その予見可能性がなかったとはいえない」

と判示した。

研究

1 因果関係判断

判決はAが投げたボールがCに当たったと認定したが、さらにボールが当たったこととCの死亡との間の因果関係がなければ被告らの責任は問えない。

「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を、是認する高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いをさしはさまない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつそれで足りる」(東大ルンパール事件最判昭和50年10月24日民集29-9-1417)とされているが、問題は、何を以て「高度の蓋然性を証明」したことになるかである。これまでも、医療過誤事件、過労死事件など様々な事件において問題となった。過労とくも膜下出血死との関係の相当因果関係を否定した控訴審判決を破棄した最高裁判所判決⁽⁴⁾は、

- ①「上告人の業務」は「上告人にかなりの精神的、身体的負荷を与えたものとみるべきである」
- ②「脳動脈りゅうの血管病変は慢性の高血圧症、動脈硬化により増悪するものと考えられており、慢性の疲労や過度のストレスの持続が慢性の高血圧症、動脈硬化の原因の一つとなり得るものであること」
- ③「上告人の基礎疾患の内容、程度」に照らして「上告人の右基礎疾患が右発症当時その自然の経過によって一過性の血圧上昇があれば直ちに破裂を来す程度にまで増悪していたとみることは困難」であり、かつ、「他に確たる増悪要因を見いだせない」ことから、

過労とくも膜下出血発症との相当因果関係を肯定しているのである。

本判決もこの判断手法を採用したものである。すなわち、

- ①Cの胸部にボールがあたったと認定されること
- ②3医師の意見に基づき、心臓震盪による死亡と考えられること(医学的に経験則に合致していること)
- ③「他に、心臓震盪以外のCの死因を窺わせる証拠はない」

として因果関係を肯定したのであり、今後スポーツ事故において死因が医学的

証明のレベルで確定できない場合についての参考となる判決である。

2 ボールが人に当たることを回避する注意義務について

これまでも野球・ソフトボールのボールが人に当たり、負傷死亡した事例で判決にまで至った事故を一覧にすると後掲の表のとおりである。スポーツ事故判例を競技種目別に整理すると野球・ソフトボールによる事故判例は、水泳関係について第2位の多さであり、ボールが当たる事故は、野球・ソフトボール事故判例の中の約3分の2を占める。

ボールが当たる事故は、被害者が、野球などのスポーツ当事者か、あるいは非当事者かという視点から2つに大別できる。

被害者が野球などのスポーツ当事者の事故について、その発生要因の点から分類すると、

- ①ボールを注視していないためにボールにあたる事故
 - ①- 1 複数のボールを使用するため、当事者でありながら当該ボールを注視していないことに原因するもの(No6,7,17)
 - ①- 2 ボールの取り扱いについて事前に定めがあるため当事者が当該ボールを注視していなかったところ、この定めが守られなかったことに原因するもの(No10,15)
 - ①- 3 防球ネットの破損など予期しない場所からのボールが飛んできたため当該ボールを注視しえなかったことに原因するもの(No12,14)
- ②ボールを注視していてもボールを回避することが不能である事故
 - ②- 1 本来的に回避不能な場所にいるため、ボールが当たっても大きな傷害を生じないようにマスクなどを着用すべきであるにもかかわらず、これを着用しなかったことを原因とするもの(No8,11)
 - ②- 2 本来は回避可能な位置関係であるはずのものを、投手と打者との距離を短くするなど位置関係を変更したために回避不能となったことを原因とするもの (No9⁽⁶⁾)
 - ②- 3 トスバッティングにおけるトサーへの打球など、当該練習方法を行うにはボールコントロールについての一定の技量が必要であるにもかかわらず、この技量に欠けるためボールコントロールに失敗して、ボールが飛んでくることが予定されていない場所に飛んできたことを原因とす

るもの(No5,16)

となる。被害者が野球などのスポーツ非当事者の事故について、その発生場所の点から分類すると、

③ボールの使用が本来の使用目的とされている施設において発生したもの(No2)

④ボールの使用を含む複合的な使用目的の施設において発生したもの(No1,4)

⑤ボールの使用を対象としていない施設において発生したもの(No3)

となる。

本件事故は、被害者が野球などのスポーツ非当事者である。山崎公園の中で本件事故が生じた場所は、いわゆる南側のグラウンド部分ではなく、砂場、ブランコ、シーソー、滑り台、グローブジャングルなどがある北東の区画であり、客観的な形状は、「ボールの使用を対象としていない施設」における事故(⑤の類型)である。

ボールが人に当たれば、負傷ないし死亡という結果を生じる可能性がある。このような危険性を有する行為を行う者は、当該行為により危険が現実化することを防止するための条理上の義務がある。

ボールの使用が利用方法とされていない場所においてキャッチボールをする場合には、そもそもボールを使用してはならないのであって、この禁を破ってボールを使用する場合には、ボールの使用という危険行為を行う者の万全の責任において被害を防止する措置がある。この点の本件判示は相当である。

これに対して、ボールの使用を本来の使用目的とされている施設の場合については、事故の防止は、施設管理者が非当事者が当該施設に入らないように管理をすることによって図られることになる。帝京大学野球部事件(No2)では、野球部部長がグラウンドには、塀(コンクリートおよび金網)にできた数か所の穴から近所の子供たちが出入し、野球練習が行なわれている場合でも子どもたちがグラウンドで遊んでいたことを日常見聞しながら、本件事故当日、野球練習中、子どもたちを本件グラウンド内に立入らせないようにし、また立入った者があればだちに退出させるなどして、子どもたちの生命身体安全確保につき、適切な措置をとっていなかったことを理由に学校の使用者責任を肯定している。

複合的な利用目的を有する施設の場合には、ボールを使用すること自体が

禁止されるのではなく、安全を確保しながらボールを使用することが求められる。一次的安全確保の義務は、危険を自ら作出したボールを使用する当事者となる。ボールを使用しない利用者に対しても、二次的にボールを使用するものと共用している施設であることを前提として自らの安全を確保しながら利用する義務が生じる。ボールを使用しない利用者の自己安全義務違反が肯定される場合でも、これは二次的な義務であるから、例外的な場合を除けばボール使用者の過失が否定されるのではなく、過失相殺の問題として斟酌されることになる(No1,4)。

本件事故が生じた山崎公園北東区画におけるボールを使用した球技を禁止することを明示していないことをもって、公園を管理する大河原町の管理の瑕疵にあたるのではないかという問題があるが、筆者は本件では管理の瑕疵はないと考える。山崎公園の客観的な構造に照らして、山崎公園北側部分では、明示的禁止がなくてもボールを使用することを目的とした施設でないことが明らかだからである。Aらは、当初、南側のグラウンド部分でキャッチボールをしていたが、同グラウンドで中学生がサッカーを始めたので、Aらは同公園内北側に移動してキャッチボールを続けたという本件の事実経過に照らしても、小学校4年生といえども、本件事故現場である山崎公園北東の区画が軟式ボールを使ったキャッチボールを予定されていない区画であることは理解可能であったと考えられる。責任の有無と望ましい管理とは自ずと水準は異なるので、今後の管理方法として公園のそれぞれの部分について利用目的及び禁止事項を明示的に掲示することが好ましいことは当然である。

この判断は、当該公園の構造にかかるところであり、ボール遊びを含む複合的な使用目的の施設であるのか、児童がボールにあたることを心配することなく遊びに熱中できる目的の施設であるのかが明確とならない構造の公園であった場合、あるいは、ボールの使用を対象としていない施設において恒常的にボールが使用されていたにもかかわらず適切な措置を講じていなかった場合には、施設管理者の責任が生じる場合もあると考える⁽⁶⁾。

3 予見可能性について

本件で注目されたのは、死因が心臓震盪という聞き慣れない原因であったことに要因の一つがあった。ボールが眼部に当たり失明するというケースについ

ては、これまでも多数の判例があるが、「心臓震盪」という診断名が判決文上で判示されたのは本件が最初である⁽⁷⁾。

スポーツにおける心臓震盪は、これまでもたびたび生じている。

空き地で野球をしていた小学校1年生の胸にバットが当たり心臓震盪で死亡するという事故が2005(平成17)年5月高知県において発生した⁽⁸⁾。

高野連は、2004(平成16)年8月、徳島と福島で、球を胸に受けた選手が心臓震盪が原因と見られる死亡事故が生じていることに鑑み、2005(平成17)年夏の第87回全国高校野球選手権大会から自動体外式除細動器(AED)を導入した⁽⁹⁾。野球では野手がボールを捕球する時には「身体で捕れ」とグローブで打球を取れなかった場合に身体にボールを当てて後逸しないように指導されているのが一般的である。高校野球において胸部にボールが当たることの頻度が高いと考えての高野連の上記措置は適切なものである。

しかし、2002(平成14)年当時心臓震盪という言葉はそれほど一般的ではなかった。「Aらは、本件事故当時の公園の状況でキャッチボールをすれば、ボールがそれてCら他人にあたることが十分に予見でき」という部分については、異論はないであろうが、ピッチング練習として力を込めて投げたボールが無防備の人の頭部や心臓部等の枢要部に当たった場合に「心臓震盪により死亡することもありうる」という予見まで必要なのか、「その人が死亡することもありうる」という予見で足りるのが問題となる。

この点について、判決は、「被告らは、心臓震盪による死亡を予見することは不可能であった旨主張する」というが、「心臓震盪等の具体的死亡経過について予見できなかったとしても、ボールがそれて他人に当たること、それによって死亡することもあることの予見可能性があった以上は、死亡の結果に対する責任も免れないというべきである。」として、「心臓震盪等の具体的死亡経過について」の予見を不要とした。

予見可能性をめぐる類似の問題としては、これまでもいくつか判断があり、一例を挙げるならば、電通過労自殺損害賠償請求事件においては、被告からは、「長時間労働→疾病の発症増悪による死亡」だけではなく、「長時間労働→うつ病の発症増悪→自殺」についての予見が必要であるという主張がなされたが、東京高判⁽¹⁰⁾は、「本件においては、長時間労働によって一郎(被災者のこと)が健康を害することについての控訴人の予見可能性は必要であるとし

でも、その結果うつ病になること、更には、自殺することまでの予見可能性は必要でないというべきである。」と判示している。

予見可能性が求められるのは、予測できない結果について責任を問われることは社会的な活動の自由を阻害するという過失責任主義の要請である。本件においては、〔ボールが被災者に当たること〕が予見でき、かつ、〔ピッチング練習として力を込めて投げたボールが無防備の人の頭部や心臓部等の枢要部に当たった場合に死亡することもありうること〕という予見があれば、「心臓震盪等の具体的死亡経過について」予見を欠いても、因果関係の中核的部分については予見があったのであるから、過失責任主義の原則の点からも相当と考える⁽¹¹⁾。

まとめ

スポーツにおいては、類似の態様の事故が繰り返し生じており、本判決をきっかけに事故防止策がとられることが望まれる。

【注】

- (1)判例時報1897号52頁
- (2)なお、筆者が大河原町都市計画課に問い合わせをしたところ、本件事故当時山崎公園においては、特段ボール遊びを禁止するような管理はなされていないという回答であった。
- (3)日本軟式野球連盟競技細則(当時)では公認球について右のとおり定められている(第12条2項)。2006年度から公認球の規格が変更される予定。
- (4)東京海上横浜支店事件、最判平成12年7月17日、労働判例785号。渡辺章・判例評論510号42頁(判例時報1749号220頁)、岡村親宜・労働判例799号5頁、西村健一郎、『別冊ジュリスト』165号134頁参照
- (5)No13の判決自体からは、投手と打者との間隔は不明である。ISF規程(男子)では、投・捕間の距離(投手板から本塁までの距離)は、46フィート(14.02m)と定められているが、本件では、この距離よりも投・捕手間の距離が短かった事案の可能性がある。
- (6)No3の判決は、管理を適正なものとして、施設管理者の責任を否定している。奥野久雄:子どもどうしのキャッチボール中の死亡事故と親の不法行為責任、法律時報55巻6号157-162。
- (7)No13の判決は、死因を「打球を腹部に受けたことによる神経性ショックによる心停止・死亡」としているが、心臓震盪であった可能性がある。
- (8)毎日新聞2005年5月7日。日付は電子版の配信日。以下新聞の日付は同じ。
- (9)朝日新聞2005年7月16日。
- (10)東京高判平成9年9月26日(判例時報1646号、判例タイムズ990号、労働判例724号)。
- (11)この点は議論が分かれているところであり、櫻見由美子・平成12年度重要判例解説(『ジュリスト臨時増刊』1202号)71-73頁。2001年6月外多数の判例評釈がある。

種	目	種類	直径(ミリ)	質量(グラム)	反発(センチ)
一	級	A号	71.5~72.5	134.2~137.8	85.0~105.0
	少年部(中学生)	B号	69.5~70.5	133.2~136.8	80.0~100.0
	学童部(小学生)	C号	67.5~68.5	128.2~129.8	85.0~85.0
	学童部(小学生)	D号	64.0~65.0	105.0~110.0	85.0~85.0
	準硬式	H号	71.5~72.5	141.2~144.8	50.0~70.0

※反発は150センチの高さから大理石板に落とし、計測された数値。

野球・ソフトボールにおけるボールが当たった事故判例

No.	裁判所	判決日	結論	場面	被害者	経緯	傷害の内容	出典
1	大阪地判	S30.2.8	認容 過失相殺有(割合不明)	空地におけるキャッチボール	67歳	キャッチボールをしていた12歳の児童の近くに来て話に夢中になっていたところ、それた軟球ボールが目に入った	失明	下級民集6-2
2	東京地判	S49.4.9	認容 過失相殺0%	大学野球部の練習中	幼稚園児	ピッチング練習において捕手が受け止められなかった硬球が、グラウンドの破れた穴からグラウンド内に入り遊んでいた児童の頭部に当たった	頭部外傷、頭蓋骨骨折、頸椎挫傷	判時753
3	大阪地判	S55.7.14	認容 過失相殺0%	立入を禁じられた小学校校庭におけるキャッチボール	小4	市立小学校の仮設グラウンド内で高校2年生が投球し、中学3年生が捕球できなかった硬球が児童に当たった	左小脳挫傷兼頭蓋骨骨折・死亡	判時999
4	福岡地小倉支判	S59.1.17	認容 過失相殺50%	高校野球部の練習中	高1	高校の運動場でフリーバッティングをしていた野球部員の打球が、同運動場でコート整備をしていたハンドボール部員の頭部に当り同人を負傷させた事故	外傷性くも膜下出血、脳挫傷	判夕525
5	横浜地判	S63.3.30	棄却	中学校野球部の練習中	中3	中学校の野球部員がトスバッティングの練習中、打球が斜め前方の投手に当って負傷	視力低下	判時1294
6	浦和地判	H1.3.31	棄却	高校野球部の練習中	高1	ピッチングマシーンを使用している打撃練習中、捕球を担当していた部員(マスク、ヘルメット着用なし)の頭部に、右マシーンよりの飛球が当たった	急性硬膜外血腫・死亡	判夕707
7	東京地判	H4.3.25	棄却	中学校野球部の練習中	中2	シートバッティング練習中に打者の後ろの防護ネット裏でボールを拾っていた部員の目に防護ネットを越える高さ上がった小飛球性の打球が当たった	失明	判時1442
8	浦和地判	H4.4.22	認容 過失相殺20%	小学校の体育授業中	小6	ソフトボール試合に防護マスクを着けず審判として参加していた小学6年生が、ファウルチップのボールが左眼に当たる	失明	判時1449
9	宇都宮地判	H4.12.16	認容 過失相殺0%	高校野球部の練習中	高2	暗い曇天(雪空)の薄暮の時間帯のハーフバッティング練習中、打者の打ったボールが投手(12mの距離)の頭部に当たった	頭部外傷・半身不随	判夕814
	東京高判	H6.5.24	認容 過失相殺0%					判夕849
10	広島高判	H4.12.24	認容 過失相殺20%	高校野球大会前の練習中	高校生	野球部監督がしたノックによる打球が三塁コーチ・ボックスでレフトの外野手に声を掛け、本塁方向に振り向こうとした生徒に当たった	眼負傷	判夕823
11	京都地判	H5.5.28	認容 過失相殺40%	中学野球部の紅白戦中	中2	紅白戦でマスクを着けずに主審をしていた野球部員の左眼にファウルチップが当たった。	視力低下	判夕841
12	山口地徳山支判	H6.4.28	認容 過失相殺20%	高校野球部の練習中	高3	ティーパーティング練習中、バットにトスされたボールでない他から飛んできたボールがあり、その打球が他の部員に当たった	不明	判例地方自治133
13	宮崎地判	H7.7.10	棄却	高校の体育授業中	高3	高校の保健体育の自習授業として行われたソフトボールの試合において、投手の生能が打球を腹に受け死亡	打球を腹部に受けたことによる神経性ショックによる心停止・死亡	判夕893
14	神戸地尼崎支判	H11.3.31	認容 過失相殺50%	高校野球部の練習中	高1	バッティングゲージでの練習中バッティングマンを操作していた部員の目に防球ネットの損傷箇所を通った打球が当たった	失明	判夕1011
15	大阪地判	H11.7.9	認容 過失相殺0%	高校野球部の練習中	高1	ダブルプレーの練習中において事前の打ち合わせと異なる一塁へ送球して、一塁手に当たった	失明	判時1720
16	千葉地判	H14.4.22	棄却	中学校野球部の練習中	中3	打者の打ったボールがトスを上げていた部員(2~2.5m)の左顔面を直撃	左上顎骨骨折、左眼球打撲等	判時1793
17	札幌地判	H15.3.14	認容 過失相殺70%	刑務所における春季ソフトボール大会練習中	36歳	6個のボールを使ったシートバッティングでレフト方向に打球が飛んだので、シートが、バッターに背を向けるようにして、レフトからの返球を捕球し、投手に返球しようと振り向いたところ、打者の打った他の打球が顔面を直撃	視力が著しく低下	判時1818

注)認容は、一部、全部認容を含む。

